公益財団法人秦野市スポーツ協会事務局長の給与等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人秦野市スポーツ協会の事務局長の給与等に関し必要な事項を定める。

(給与等)

第2条 事務局長の給与等については、次のとおりとする。

給与等の種類		支	給	内	容	
給料月額		公益財団法人秦野市スポーツ協会事務				
	常勤勤務	局職員	給与規	程別表	5級1	6号の額とす
		る。				
	非常勤勤務	常勤勤務の事務局長の給料月額に5分				
		の4を乗じて得た額とする。				
管理職手当月額	秦野市職員の給与に関する条例(昭和30年秦野市条					
	例第45号。以下「給与条例」という。)の規定の例によ					
	る。地域手当相当額とする。					
期末手当	給与条例の規定の例による。					
勤勉手当	給与条例の規定の例による。					
通勤手当	給与条例の規定の例による。					
旅費	秦野市職員の旅費に関する条例(昭和30年秦野市条					
	例第46号) 別表第1行政職給料表(1)8級から5級の					
	職務にある者の項に定める額					

備考

- 1 「常勤勤務」とは、1日当たり7時間45分勤務で、1週間に5日勤務する形態をいう。
- 2 「非常勤勤務」とは、1日当たり7時間45分勤務で、1週間に4日勤 務する形態をいう。
- 3 「管理職手当月額」は、管理、監督者であり、時間外手当を支給しない 事務局長に地域手当相当額を支給する。
- 4 「期末手当」及び「勤勉手当」の額を算定する際の期末、勤勉手当基礎 額は、給与条例では給料月額及び地域手当の合計額に職務を考慮した割合

を乗じて得た額としているが、事務局長は、地域手当支給されていないため 地域手当を管理職手当とし、加算の割合は5級の管理職の加算割合とする。

附則

- この要綱は、平成8年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年6月1日から施行する。